

令和4年度

福島市財政健全化
及び経営健全化審査意見書

福島市監査委員

5監第 53 号
令和5年8月18日

福島市長 木 幡 浩 様

福島市監査委員 佐 藤 博 美
同 遠 藤 和 男
同 尾 形 武
同 丹 治 誠
(公 印 省 略)

財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度福島市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度福島市財政健全化審査意見書

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づく健全化判断比率審査

第3 審査の対象

令和4年度福島市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とした。

第5 審査の主な実施内容

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書類等を照合し、必要に応じ関係職員から説明を受けた。

第6 審査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所

2 日程

令和5年7月14日から令和5年8月18日まで

※当該期間中に監査委員の退任及び就任があり、令和5年7月30日までは小野京子前監査委員、大平洋人前監査委員が審査し、令和5年8月7日からは尾形武監査委員、丹治誠監査委員が審査した。

第7 審査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りでは、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、各比率については、次のとおりである。

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	— %	11.25%
② 連結実質赤字比率	— %	— %	16.25%
③ 実質公債費比率	2.3 %	1.4 %	25.0%
④ 将来負担比率	2.7 %	9.5 %	350.0%

(1) 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字はなく、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字はなく、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は2.3%となっており、前年度に比べると0.9ポイント上昇している。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は2.7%となっており、前年度に比べると6.8ポイント低下している。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

第8 意見

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算出されず、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っており、健全な状態にあると認められる。

なお、「中期財政収支の見通し」によれば、今後、市債残高の増加に伴い、実質公債費比率が年々上昇していくことが見込まれており、比率の推移を注視していく必要がある。

今後においては、財政指標の数値を的確に分析・評価しながら、健全かつ持続可能な財政運営に努められたい。

令和4年度福島市水道事業会計等経営健全化審査意見書

- 第1 準拠している基準**
福島市監査基準
- 第2 審査の種類**
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づく資金不足比率審査
- 第3 審査の対象**
令和4年度福島市水道事業会計等の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 第4 審査の着眼点**
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とした。
- 第5 審査の主な実施内容**
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書類等を照合し、必要に応じ関係職員から説明を受けた。
- 第6 審査の実施場所及び日程**
- 1 実施場所
福島市役所
 - 2 日程
令和5年7月14日から令和5年8月18日まで
※当該期間中に監査委員の退任及び就任があり、令和5年7月30日までは小野京子前監査委員、大平洋人前監査委員が審査し、令和5年8月7日からは尾形武監査委員、丹治誠監査委員が審査した。
- 第7 審査の結果**
第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りでは、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。
なお、各会計の資金不足比率については、次のとおりである。

区 分	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	— %	— %	20.0%
下水道事業会計	— %	— %	20.0%
農業集落排水事業会計	— %	— %	20.0%
公設地方卸売市場事業費特別会計	— %	— %	20.0%
土地区画整理事業費特別会計	— %	— %	20.0%
工業団地整備事業費特別会計	— %	— %	20.0%

- (1) 資金不足比率について
上記6会計において、令和4年度の資金不足はなく、資金不足比率は算定されない。
- 第8 意見**
資金不足比率については、6会計いずれにおいても令和4年度の資金不足はなく、特に指摘すべき事項はない。